

# 豊かな環境が支える産業都市・あなん

## 第3次阿南市環境基本計画を策定

計画期間 令和3年(2021年)4月～令和13年(2031年)3月

本市では、健全で恵み豊かな環境を保全しながら、市民の貴重な財産としてその恩恵を享受し、次世代に継承するとともに、自然の共生のもとに快適な環境を築き上げていくため、阿南市環境基本条例を制定し、その

中で今日の環境問題を踏まえた新たな環境政策の理念を定めています。本市がめざす環境像「豊かな環境が支える産業都市・あなん」を実現するため、「第3次阿南市環境基本計画」を策定し、各種施策を推進します。

### 施策の推進方針

- ① 全ての施策は、環境政策を根拠として立案し、推進します。
- ② 施策相互間の関連を深め、総合的に推進します。
- ③ 緊急的課題に適切に対応します。
- ④ 広域的な施策の展開を図ります。
- ⑤ 市民および事業者の積極的な参加と協力のもとに推進します。



図 SDGsにおける17の目標と生物圏、社会、経済との関係性  
(ストックホルム レジリエンス センターより)

### 施策の体系

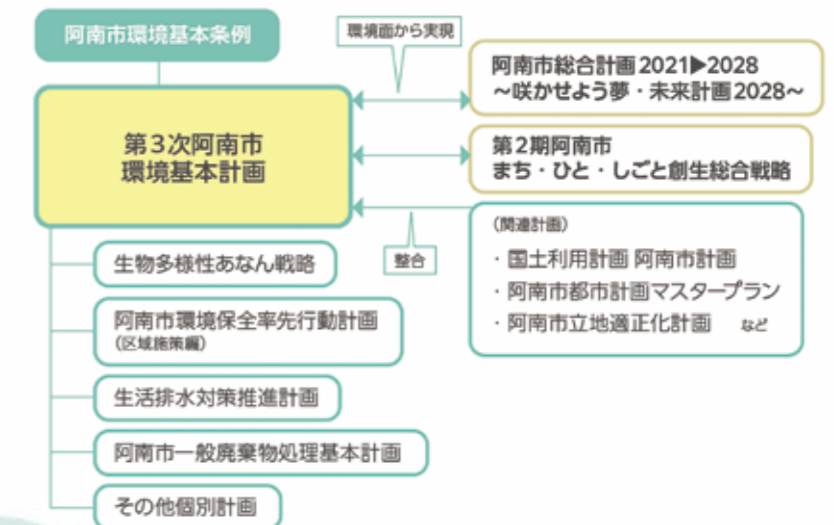
施策は、基本目標、施策の方向性、施策の展開方針によって構成します。

表 基本目標の施策の方向性

基本目標関連するSDGsの目標	施策の方向性
1 低炭素社会の構築 	1-1 温室効果ガスの排出抑制 1-2 低炭素型のまちづくりの推進 1-3 気候変動による影響への適応
2 自然共生社会の構築 	2-1 自然を守る・再生する 2-2 自然を賢く使う
3 循環型社会の形成 	3-1 ごみの発生抑制・資源化 3-2 持続的な利水と水環境の保全
4 安心・安全・快適な地域環境の保全 	4-1 生活環境の保全 4-2 快適な住環境の形成
5 参加・協働による環境保全活動の推進 	5-1 発信と教育 5-2 参加と協働

### 計画の位置づけ

阿南市環境基本条例第7条の規定に基づき、上位計画である「阿南市総合計画2021▶2028(令和3年策定)」を念頭に、関連計画である生物多様性あなん戦略(令和元年策定)、阿南市環境保全率先行動計画(区域施策編)(平成29年策定)などを包含し、本市の環境行政の指針とします。



### 地域資源の育成と推進すべき施策の方向性

環境分野と経済・社会分野との統合的取組の核となる地域資源を発掘し、育成する取組が求められています。

#### 地域循環共生圏とは

自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支え合うという考え方(国の第5次環境基本計画抜粋)です。魅力的な地域資源を持続的に活用しながら、本市の経済・社会・環境の統合的な向上をめざします。



図 地域循環共生圏のイメージ図(環境省)

### 基本目標

本市では、めざす環境像を実現するため、5つの基本目標を定めました。

#### 1 低炭素社会の構築

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの推進と、CO<sub>2</sub>を排出しない新しいライフスタイルが定着し、再生可能エネルギーの利用促進やグリーンイノベーションにより、産業が活性化するまち

#### 2 自然共生社会の構築

山川里海の豊かな自然を誇りとし、生物多様性ホットスポットを核とした「生きもののみち阿南」の実現に向け、豊かな自然を基盤とするまちづくり、産業の創出、環境教育に取り組むまち

#### 3 循環型社会の構築

一人ひとりが限りある自然の価値と、自らの排出物の環境負荷を知り、持続的な資源の利用に向けて行動できるまち  
雄大な那賀川の恵みに感謝し、持続的な利水と水辺環境を保全できるまち

#### 4 安心・安全・快適な地域環境の保全

健康で安全な生活のもと、風土を生かした美しい町並みと人間性豊かな文化を創造する潤いと安らぎのあるまち

#### 5 参加・協働による環境活動の推進

全ての主体が、環境を学べる場や仕組みがあり、環境に関する正しい知識を持ち、自ら行動できるまち  
人と人がつながり、共に活動し、環境・社会・経済の統合的解決を実現できるまち



問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413